

城里町 AI 等先進技術を活用した管路診断業務委託プロポーザル実施要領

1 要領の目的

この要領は、城里町役場上下水道課が AI 等先進技術を活用した管路診断業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、専門的な知見、ノウハウを持つ事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業の目的

これまでの本町における漏水調査は、配水区単位において調査エリアを選定し、職員により路面の目視や音聴調査を中心に実施してきたところである。

しかしながら、有収率は、水道事業統合直後（平成 22 年度）の 80.0%から直近（令和 5 年度）では 75.3%まで低下していることから、より効率的かつ効果的な漏水調査を実施するため、専門的な知識やノウハウを有する事業者から優れた提案・支援を受け、有収率の向上に資する事業内容として実施する。

3 プロポーザルの内容

（1）件 名

城里町 AI 等先進技術を活用した管路診断業務委託

（2）業務内容

人工衛星により対象範囲を撮影し、撮影した衛星画像を基に衛星データの加工や漏水の可能性のあるエリアの解析等を行い、漏水の可能性のある箇所を特定する。なお、解析には発注者が管理する水道管路データ及び過去の漏水・修繕データも加える。

また、衛星画像及び解析結果に加え、受注者が収集構築した劣化要因となる環境ビッグデータと AI（機械学習）を用いて破損確率を算出し、漏水調査における調査範囲の選定及び維持管理を効率的に推進するため、管路の劣化レベルを予測・診断する。なお、データは、管路更新計画等の基礎資料として使用することも想定している。

詳細な業務内容は、城里町 AI 等先進技術を活用した管路診断業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（3）対象範囲

城里町水道事業給水区域全域 導・送・配水管延長 367,307m

（4）選定方法

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意

契約を前提とした公募型プロポーザル方式を採用し、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置して企画提案内容の評価を行い、契約候補者を選定する。

なお、提案者が1者でも選定を行うものとする。

(5) 公募方法

城里町役場本庁舎及び各町民センターの掲示板に本件プロポーザルの開始に関する公告文書を掲示するとともに、城里町役場及び上下水道課の公式ホームページに本件プロポーザルの実施要領を掲載する。

城里町役場公式ホームページ <https://www.town.shirosato.lg.jp/>

城里町上下水道課公式ホームページ <https://www.town.shirosato.lg.jp/section.php?code=12>

(6) 契約期間

令和7年7月中旬(見込み)から令和8年3月25日までとする。

(7) 企画提案上限額

19,690,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※ この金額は、予定価格ではなく提案内容の規模を示すものである。

※ 消費税は、10%で算出すること。

※ この金額を超えて見積書が提出された場合は『失格』とし、提案内容の評価は行わない。

(8) プロポーザルの日程

日程は、状況により変更する場合がある。

内容	日時
質問書受付・参加申請書受付開始	令和7年5月28日(水)
質問書提出期限	令和7年6月12日(木)
質問への回答	令和7年6月17日(火)
参加申請書提出期限・企画提案書提出受付	令和7年6月20日(金)
企画提案書提出期限	令和7年7月3日(木)
提案に係るプレゼンテーション	令和7年7月上中旬
審査結果の通知	令和7年7月中旬

※参加申請者が多数となる場合、1次審査を設定する場合あり。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 城里町入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本町の入札参加制限を受けていないこと。

(3) 城里町契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

(4) 城里町工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和 52 年 3 月 28 日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていないこと及び城里町競争入札有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 城里町入札参加有資格者名簿に登録されていない者をプロポーザル方式に参加させようとする場合は、次に掲げる書類を提出させ、所管課において審査を行った上で、その参加の適否を判断するものとする。

- ア 法人又は個人の公的証明書（商業登記簿事項証明書等）
- イ 納税証明書（未納がないことを確認できるもの）
- ウ 暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書
- エ 資格の登録証等（資格等が必須な場合）
- オ 財務諸表等（必要に応じ）
- カ 業務経歴書等（必要に応じ）
- キ その他審査に必要な書類

5 提出書類

(1) 参加申請関係書類

本件プロポーザルへ参加する者は、次の書類を提出する

No	書類名	様式	部数	提出期限・方法
1	プロポーザル参加申請書	様式 1	各 1 部	令和 7 年 6 月 20 日 午後 5 時 15 分必着 持参又は郵送
2	会社概要書	様式 2		
3	業務受託実績書	様式 3		

(2) 質問書

本件プロポーザルについて質問がある者は、次の書類を提出する。

本件プロポーザルに関する質問は、企画提案書に係る質問に限るものとし、評価基準の配点等、審査に係る質問は一切受け付けない。

No	書類名	様式	部数	提出期限・方法
----	-----	----	----	---------

1	質問書	様式 4	1 部	令和 7 年 6 月 12 日 午後 5 時 15 分必着 電子メール※ 1
---	-----	------	-----	--

※ 1 電子メール以外の方法は認めない。

(3) 提案関係書類

本件プロポーザルへの参加を希望する者のうち、上記「参加申請関係書類」を提出し、参加資格の要件を満たしている者は、次の書類を提出する。

なお、提案関係書類は、本要領「7 提出書類作成要領」に従い作成すること。

No	書類名	様式	部数	提出期限・方法
1	企画提案書	任意	10 部 電子データ ※ 2 各 1 部	令和 7 年 7 月 3 日 午後 5 時 15 分必着 持参又は郵送のみ
2	業務実施体制書	様式 5		
3	業務主任担当者調書	様式 6		
4	スケジュール	任意		
5	価格見積書	任意	1 部	

※ 2 Microsoft Office Word、PowerPoint 形式または PDF 形式で作成した電子データを CD-R 又は DVD-R に格納し提出すること。

(4) 提出方法

ア 提出場所

〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町石塚1428番地の25

城里町役場本庁舎 2F 城里町役場上下水道課 E-mail : suidou@town.shirosato.lg.jp

イ 提出方法

上記提出場所に、(1) から (3) に記載した方法で提出することとし、その他の方法による提出は無効とする。

なお、持参する場合は、城里町役場上下水道課の閉庁日を除く、各日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

また、要求した内容以外の書類等については受理しない場合があるほか、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(5) 疑義の照会

提出された書類について、後日、城里町役場上下水道課から疑義照会等を行うことがある。

(6) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

（７）提案書の提出辞退

参加申請関係書類の提出後に提案の辞退を希望する場合は、令和７年７月３日（木）までに「様式７ プロポーザル辞退届」を書面で提出すること。

なお、辞退は自由であり、当該辞退による今後の不利益は生じない。

（８）その他

ア 提案関係書類の取扱い

・提案関係書類の提出後から契約候補者の選定までの間は、提案関係書類に記載された内容の追加及び変更について一切認めない。ただし、城里町役場上下水道課が提案関係書類の差し替え、変更又は取り消しを認めた場合にはこの限りではない。

- ・提出された提案関係書類は一切返却しない。
- ・提出された提案関係書類は複製する場合がある。

イ 提案関係書類の公開等

提出された提案書等は、城里町情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、正当な事業活動における自由を保障する観点から非公開とすべき部分を除き、公開される場合がある。

ウ 提案関係書類の表現方法

提案関係書類は、専門的知識を有しない者であっても理解し易いものとする。

6 質問への回答

（１）質問書への回答方法

参加資格の条件を満たしている全ての参加者（参加申請書に記載された連絡先）に対して電子メールにより回答する。

7 提出書類作成要領

（１）提案関係書類作成要領

提案関係書類は、以下に示す構成に従い作成すること。

- ・表紙、目次、本編で構成すること。
- ・原則として、A４判で作成すること。（縦型又は横型いずれかで統一の上、縦型にあつては左綴じ、横型にあつては上綴じとする。）
- ・図・表等は、A３判（折込み）も可とする。

ア 表紙

表紙に「城里町 AI 等先進技術を活用した管路診断業務企画提案書」と題名を記載し、提出日、提案者名を記載すること。

イ 目次

目次を作成の上、参照先の頁番号を記載すること。

ウ 本編

本編は、以下の記載項目一覧の順序、内容に従い作成することとし、全ての項目について漏れなく記載すること。

<記載項目一覧>

- ① 企画提案書（任意）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 業務実施体制書（様式第5号）
- ④ 業務主任担当者調書（様式第6号）

※業務担当者調書には保有資格の証明書類（コピー可）を添付してください。

- ⑤ スケジュール（任意）

（2）価格見積書作成要領

ア 作成方法

企画提案者は、以下の点に留意し、見積書を作成すること。なお、見積額については消費税は含めないこと。

見積書は法人の所在地、名称及び代表者名を記載すること。また、内訳書を添付すること。なお、内訳書は事業内容の作業区分ごとに、数量(人工積算可能なものは人工数)、単価、金額を記載すること。内訳書は、仕様書等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。

8 提案内容の評価項目

提案内容については、下表1から9について、以下の配点により評価する。

番号	提案項目	評価内容
1	業務体制及びその信頼性	提供データ使用におけるセキュリティ管理 技術者等の人員体制
2	業務状況、経営の状況	現在の業務状況、経営が安定しているか
3	類似業務の実績	国内水道事業体における同種業務の実績及び類似業務経験のある技術者の配置等 ※令和元年度以降の業務に限る ※再委託として主たる業務を請け負ったものも含む ※国内水道事業体との試行導入や共同研究、実証実験も含む
4	提案の具体性、確実な業務遂行	業務主任担当者の経験実績、類似業務における実績の活用や業務スケジュールの確実性、効果的・効率的な業務遂行の実施方法等
5	仕様書要件の充足度	仕様書要件の充足度及び要件を満たした上で、より良い提案ができるか等
6	理解度・取組意欲・問題解決力	業務の目的及び業務内容の理解度 理論的であり、業務に対する取組意欲があるか

7	伝達力・表現力・論理性	提案書とプレゼンテーション・質疑応答の整合性等全般を評価
8	自由提案	本町に有利な提案があるか
9	本業務の見積価格及びその妥当性	価格の妥当性

9 審査方法及び審査結果

提案関係書類の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーションを実施し、提案者への質疑等を行った上で最優秀提案者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

ア 日時

令和7年7月4日（金）から令和7年7月15日（火）までの期間で城里町役場上下水道課が指定する日時（別途連絡）

イ 場所 城里町役場上下水道課が指定する場所（別途連絡）

ウ 説明時間等

説明30分、その後、質疑応答は、質問された内容についてのみ簡潔に回答する。

エ 説明資料等

Microsoft Office Word 又は PowerPoint に対応できる形式で作成された提案書の電子データをスクリーンに投影してプレゼンテーションを行うことから、提案者は、提案書の電子データを格納したプレゼンテーションに使用するパソコンとプロジェクターを用意すること。なお、スクリーンは城里町役場上下水道課が用意する。

オ その他

なお、プレゼンテーション審査の実施方法については別途通知する。

(2) 提案者の失格事項

提案者が次のいずれかに該当することとなった場合は、参加資格を失うものとする。

- ・ 提案関係書類に虚偽の記載をした者
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ・ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- ・ その他「実施要領」の諸要件に違反した者

(3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果は、提案者に対して令和7年7月10日（木）以降に書面により通知する。
- ・ 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

- ・ 説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（城里町上下水道課の閉庁日を含まない。）の各日午前8時30分から午後5時15分までに審査結果の通知を持参の上、書面により申請するものとする。

なお回答は、後日、文書により行うものとする。

- ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 0 契約

- ・ 審査結果を城里町請負業者選考委員会において契約候補者を決定し、随意契約により契約を締結する予定である。

- ・ 契約手続き及び契約書は、城里町財務規則他関係例規の定めるところによる。

- ・ 城里町役場上下水道課は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1 1 その他

- ・ この要領は、令和7年5月26日から適用し、契約を締結した日の翌日にその効力を失う。

- ・ プロポーザルに関して必要な費用は、参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- ・ 企画提案書等に記載した担当者を変更する場合には、速やかに所管課に届け出ること。その際、資格がある場合は資格を証する書類（資格証等の写し等）を添付すること。

- ・ 企画提案書等の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、町が認めた場合はこの限りではない。

- ・ 別紙「仕様書」に記載のない事項であっても、参加者の判断により本業務に必要である場合は、自由提案してもよい。

- ・ 参加者は、当該プロポーザルで知り得た情報等について他に漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。